

社会福祉法人中野市社会福祉協議会非常勤職員等給与規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人中野市社会福祉協議会（以下「本会」という。）非常勤職員等就業規則第25条の規定に基づき、非常勤職員等（以下「職員」という。）の給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「給与」とは、給料、扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、職務手当、期末手当、寒冷地手当、介護職員処遇改善手当及び退職手当をいう。

(給与の減額)

第3条 職員が本会非常勤職員等就業規則第14条に規定する勤務時間中に勤務しない場合においては、同規則に特別の定めのある場合又は会長の承認があった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき給料の月額に12を乗じ、その額を1週間の勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を減額した給与を支給することができる。

第2章 給料

(給料の支給)

第4条 職員には、正規の勤務時間による勤務の報酬として給料を支給する。

2 職員の給与及び賃金は法律によって特に認められた場合又は次の各号に掲げるものをその職員の給与から差引く場合を除き、その全額を支払わなければならない。

- (1) 源泉所得税
- (2) 個人住民税
- (3) 健康保険(介護保険を含む。)及び厚生年金保険の保険料の被保険者負担分
- (4) 雇用保険の保険料の被保険者負担分
- (5) 職員代表との書面による協定により給与から控除することとしたもの

(給料表及びその適用)

第5条 嘱託職員の給与は月給制とし、「中野市社会福祉協議会嘱託職員給料表」による。

2 臨時職員及びパートタイム職員の給与は、時間給とし正規職員、嘱託職員との均衡を考慮し、会長が別に定める。

3 職員の職務の級の格付は、会長が定める。

(初任給)

第6条 新たに嘱託職員となった者の号俸は、1級1号俸からとする。但し、看護職員、居宅介護支援専門員は、会長が別に定める。

2 前項によりがたい事情のあるときは、経験年数、学歴、技術等を考慮して会長が定める。

(昇給)

第7条 職員の昇給は、会長が定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項の規程により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を1号俸とすることを標準として会長が定める基準に従い決定するものとする。

3 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行なうことができない。

4 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

事業の業績によっては、昇給しない場合もある。

5 前各号に規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、会長が定める。

(復職者等の給料月額調整)

第8条 休職のため勤務しなかった職員が復職するに至った場合において、他の職員と均衡上必要があると認められるときは、復職するに至った日以後において会長の定めるところによりその者の号俸又は給料月額を調整することがある。

(給料の支給方法)

第9条 給料は、月の1日から末日までの期間について、その月額を支給する。

2 給料の支給日は、毎月16日（6月及び12月にあつては15日、8月にあつては10日）とする。ただし、その日が土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日の直前の土曜日、日曜日、休日でない日とする。臨時、パートタイム職員は、月末締め翌月払いとする。

3 新たに職員となった者には、職員となった日から給料を支給し、給料の額に異動を生じた者には、異動を生じた日から新たに定められた給料を支給する。

4 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。

5 嘱託職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

6 第3項及び第4項の規定により、給料を支給する場合において、その給料の額は、その月の現日数から勤務を要しない日の日数を差引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

7 前各項に定めるもののほか、給料の支給の方法について必要な事項は、中野市社会福祉協議会常勤職員（以下「中野市社協正規職員」という。）に準ずる。

第3章 手当

(扶養手当)

第10条 扶養手当は、扶養親族のある嘱託職員に対して支給する。

2 前項の「扶養親族」とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主として職員の

扶養を受けている者をいう。

- (1) 配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
- (3) 60歳以上の父母又は祖父母
- (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (5) 障がい者

3 扶養親族の認定に関し、必要な事項は会長が定める。

4 扶養手当の額及び支給方法については、中野市社協正規職員に準ずる。

（通勤手当）

第11条 通勤手当は、通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用し、その運賃又は料金を負担することを常例とする職員及び自転車その他の交通用具（以下「交通用具」という。）を使用することを常例とする職員（交通機関を利用し、又は交通用具を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、通勤距離が片道2キロメートル未満である者を除く。）に支給する。

2 通勤手当の額及び支給方法については、中野市社協正規職員に準ずる。

（住居手当）

第12条 住居手当は、次の各号に掲げる嘱託職員に対して支給する。

- (1) 自ら居住する住宅（貸間を含む）を借り受け、会長が定める額を越えて家賃を支払っている職員
- (2) その所有する住宅に居住している職員で世帯主である者

2 住居手当の額及び支給方法については、中野市社協正規職員に準ずる。

（時間外勤務手当）

第13条 時間外勤務手当は、正規の勤務時間外の時間に勤務することを命じられた職員にたいして、その勤務した全時間について支給する。

2 時間外勤務手当の額及び支給方法については、中野市社協正規職員に準ずる。

（休日勤務手当）

第14条 休日勤務手当は、休日の正規の勤務時間中において勤務した職員に対して支給する。

2 休日勤務手当の額及び支給方法については、中野市社協正規職員に準ずる。

（夜間勤務手当）

第15条 在宅介護業務に従事し、かつ勤務割表により午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務を割り振られた職員には、その間に勤務した全時間に対して夜間勤務手当を支給する。

2 夜間勤務手当の額及び支給方法については、中野市社協正規職員に準ずる。

（職務手当）

第16条 職務手当は、本会組織規程第3条に規定する施設に勤務する職員に支給する。

2 職務手当は、2つ以上の手当を受けるに至ったときは、支給金額の高い手当2つとし、3つ以上の手当は支給しない。

3 職務手当の額及び支給方法については、中野市社協正規職員に準ずる。

(期末手当の支給)

第17条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条において「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ6月15日及び12月15日（これらの日が休日、土曜日にあたるときは、それぞれの日の直前の休日又は土曜日でない日。以下、これらの日において規定している場合において同じ。）に支給する。この場合において、基準日前1ヵ月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。

2 期末手当の額及び支給方法については、会長が別に定める。

(寒冷地手当の支給)

第18条 寒冷地手当は、11月から翌年の3月までの期間内における各月の初日に在勤する嘱託職員に支給する。

2 寒冷地手当の額及び支給方法については、会長が別に定める。

(介護職員処遇改善手当)

第19条 介護職員処遇改善手当は、木会組織規程第3条に規定する施設に勤務する職員に支給する。

2 介護職員処遇改善手当の額及び支給方法については、会長が別に定める。

第4章 退職手当

(退職手当)

第20条 退職手当は、職員のうち、嘱託職員には支給する。

第21条 退職手当は、職員が退職又は死亡した場合に支給するものとし、退職した場合にはその者に、死亡した場合にはその遺族に支給する。

2 退職手当の額及び支給方法については、長野県民間社会福祉事業従事者退職年金共済規程を適用する。

第5章 雑則

(補則)

第22条 この規程の実施に関し、必要な事項で規定のない部分は、中野市社協正規職員の関係条例・規則等の規定を準用する。

2 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

中野市社会福祉協議会 嘱託職員給料表

1級		2級		3級		4級	
号俸	金額	号俸	金額	号俸	金額	号俸	金額
1	139,800	1	162,300	1	185,000	1	207,500
2	140,300	2	162,800	2	185,500	2	208,000
3	140,800	3	163,300	3	186,000	3	208,500
4	141,300	4	163,800	4	186,500	4	209,000
5	141,800	5	164,300	5	187,000	5	209,500
6	142,300	6	164,800	6	187,500	6	210,000
7	142,800	7	165,300	7	188,000	7	210,500
8	143,300	8	165,800	8	188,500	8	211,000
9	143,800	9	166,300	9	189,000	9	211,500
10	144,300	10	166,800	10	189,500	10	212,000
11	144,800	11	167,300	11	190,000	11	212,500
12	145,300	12	167,800	12	190,500	12	213,000
13	145,800	13	168,300	13	191,000	13	213,500
14	146,300	14	168,800	14	191,500	14	214,000
15	146,800	15	169,300	15	192,000	15	214,500
16	147,300	16	169,800	16	192,500	16	215,000
17	147,800	17	170,300	17	193,000	17	215,500
18	148,300	18	170,800	18	193,500	18	216,000
19	148,800	19	171,300	19	194,000	19	216,500
20	149,300	20	171,800	20	194,500	20	217,000
21	149,800	21	172,300	21	195,000	21	217,500
22	150,300	22	172,800	22	195,500	22	218,000
23	150,800	23	173,300	23	196,000	23	218,500
24	151,300	24	173,800	24	196,500	24	219,000
25	151,800	25	174,300	25	197,000	25	219,500
26	152,300	26	174,800	26	197,500	26	220,000
27	152,800	27	175,300	27	198,000	27	220,500
28	153,300	28	175,800	28	198,500	28	221,000
29	153,800	29	176,300	29	199,000	29	221,500
30	154,300	30	176,800	30	199,500	30	222,000
31	154,800	31	177,300	31	200,000	31	222,500
32	155,300	32	177,800	32	200,500	32	223,000
33	155,800	33	178,500	33	201,000	33	223,500
34	156,300	34	179,000	34	201,500	34	224,000

1級		2級		3級		4級	
号俸	金額	号俸	金額	号俸	金額	号俸	金額
35	156,800	35	179,500	35	202,000	35	224,500
36	157,300	36	180,000	36	202,500	36	225,000
37	157,800	37	180,500	37	203,000	37	225,500
38	158,300	38	181,000	38	203,500	38	226,000
39	158,800	39	181,500	39	204,000	39	226,500
40	159,300	40	182,000	40	204,500	40	227,000
41	159,800	41	182,500	41	205,000	41	227,500
42	160,300	42	183,000	42	205,500	42	228,000
43	160,800	43	183,500	43	206,000	43	228,500
44	161,300	44	184,000	44	206,500	44	229,000
45	161,800	45	184,500	45	207,000	45	229,500